

令和7年度 8月期 猪名川町営住宅入居申込案内書

募集期間 令和7年8月1日（金）～8月15日（金）

午前8時45分～午後5時30分（土・日・祝日を除く）

申込方法 申込用紙に記入し「都市政策課」の窓口へ提出。（郵送不可）

※応募者が、募集戸数を超える場合は、公開抽選となりますのでご承知願います。

住宅の所在地 猪名川町若葉1丁目50-1



募集のスケジュール

令和7年8月1～15日	募集期間 ※この間に申し込んでください。
令和7年 8月20日（水） 午後2時30分より （受付：午後2時より）	抽選日 複数名の申し込みがある場合公開抽選により入居予定者を決定します。 場所：猪名川町役場 第2庁舎1階会議室2
	書類審査 入居予定者となった方は、収入のある家族全員の収入証明書等必要書類を提出していただきます。また、入居に際しては、家賃3ヵ月分の敷金を納入していただきます。
令和7年8月末	入居予定

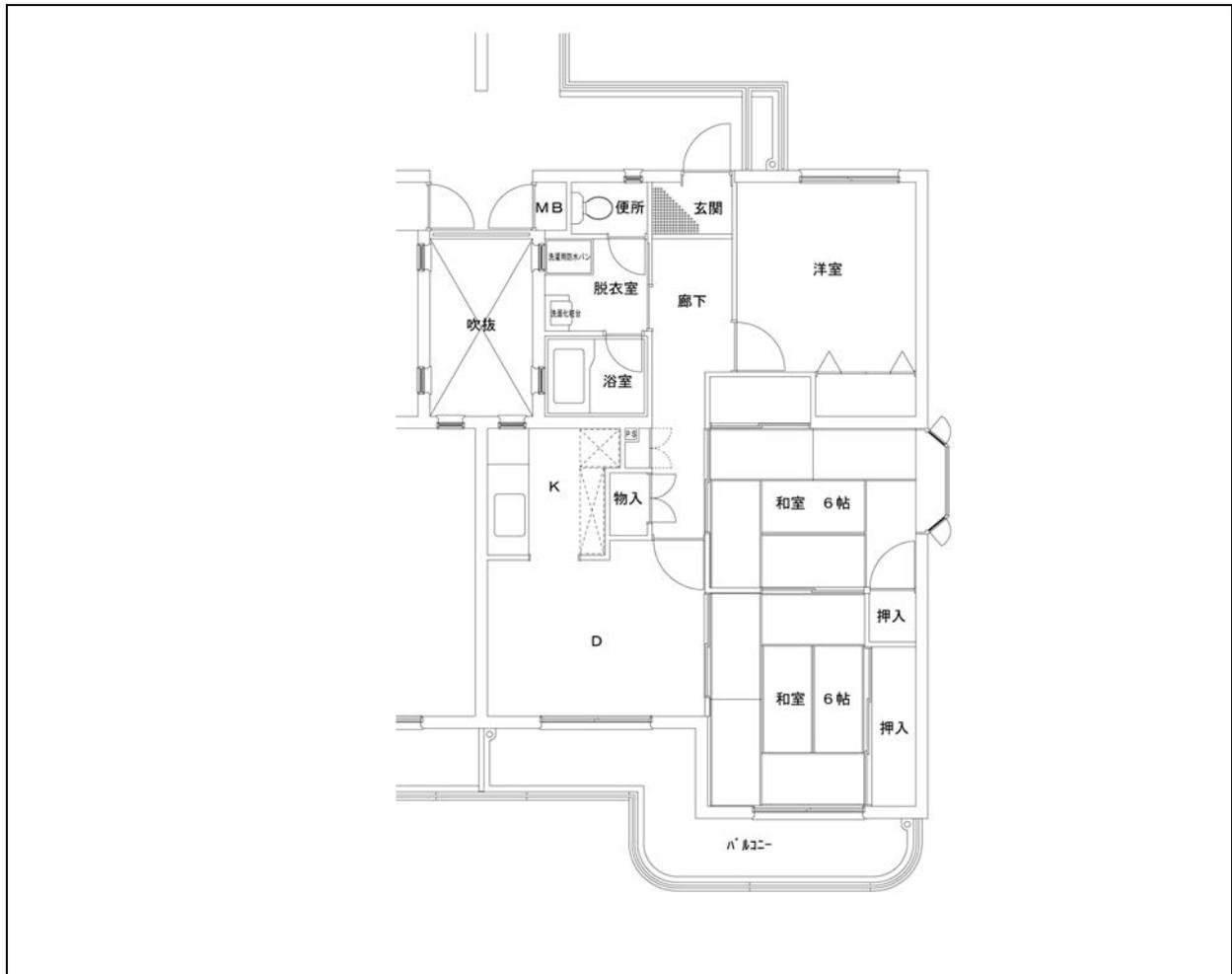
<問い合わせ先>猪名川町都市政策課

電話072-766-8704

募集住宅概要

募 集 室	409 号室 (4 階建の 4 階部分)				
間取り・面積	3DK 68 m ²				
建 築 年 度	平成 2 年度				
構 造	鉄筋コンクリート造 エレベーター無し				
駐 車 場	空きあり。 ※駐車場の利用を希望される方は、月額 4,500 円にてご利用いただけます。				
家 賃	※家賃は政令収入月額により異なります。 ※家賃は毎年度見直されます。				
	収入分位	政令収入月額		家賃額	敷金
		下限値	上限値		
	収入分位1	0 円	104,000 円	21,300 円	63,900 円
	収入分位2	104,001 円	123,000 円	24,500 円	73,500 円
	収入分位3	123,001 円	139,000 円	28,100 円	84,300 円
	収入分位4	139,001 円	158,000 円	31,700 円	95,100 円
裁量階層世帯					
収入分位5	158,001 円	186,000 円	36,200 円	108,600 円	
収入分位6	186,001 円	214,000 円	41,800 円	125,400 円	

409 号室



申込資格

次の項目すべてに該当していることが必要です。(②は②-1 か②-2 いずれかに該当)

① 申込者本人が猪名川町内に住んでいるか、勤務場所を有している方

- ・募集日初日の3ヵ月以前から町内に在住・在勤の方が対象です。
- ・住民票や在職証明等で上記内容が確認できる方。

②-1 入居する人数が2人以上の場合は、その家族構成が親族等である方

- ・婚約者と申し込む場合は、入居後3ヵ月以内に入籍（内縁を含む）し入居できる方。
- ・内縁関係にある場合は、住民票で未届けの夫、未届けの妻となつているとともに、戸籍謄本で他に婚姻関係がないことが確認できる方。
- ・猪名川町パートナーシップ宣言証明制度の実施に伴い、パートナーシップを宣言され、パートナーシップ宣言受領証をお持ちの方。

②-2 単身で申し込む場合は、戸籍謄本・住民票等で単身であることが確認でき、次のア～コのいずれかに該当している方。但し、常時の介護が必要な方で、かつ、居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難と認められる方は、申し込みできません。

- (ア) 募集期間末日現在で、満60歳以上の方。
- (イ) 身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級までの障害のある方。
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級から3級までの障害がある方。
- (エ) 療育手帳の交付を受け、AからB2の方。
- (オ) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている方。
- (カ) 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法（大正12年法律第48号）の別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は、同法別表第1号表の3の第1款症の障害のある方。
- (キ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方。
- (ク) 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で日本に引揚げた日から5年未満の方。
- (ケ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第

63号) 第2条に規定するハンセン病療養所入所者等、に該当する方。

(コ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。) 第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当する方。

(a) DV法第3条第3項第3号の規定による一時保護又はDV法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方。

(b) DV法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申し立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方。

③ 入居資格収入基準に合致する方……6 ページ以降 参照

④ 現在、住宅に困っている方

- ・ 現に民間賃貸住宅等に居住し、家賃の不払い等により住宅の立ち退きを求められている方は、申し込みできません。
- ・ 持ち家のある方は、入居時までに持ち家を処分することが必要です。
- ・ 自己の責任により住宅の立ち退きを求められている方は、申し込みできません。

⑤ 入居可能日から10日以内に申込書記載の家族全員が入居できる方

- ・ ただし、婚約者と申し込む場合は、入居後3ヵ月以内に入籍(内縁も含む)し入居できる方。

⑥ 町税(国民健康保険税を含む)を滞納していない方

- ・ 所得の申告義務があるにもかかわらず、申告していない方は申し込みできません。

注意事項

申込時の注意事項について

- ① 住宅困窮度、所得等については、必要に応じて会社等へ事実の調査をすることがあります。また、単身者であって、常時介護が必要な方は、場合によっては生活状況等についての申立書や医師の診断書等の提出を求めることや、面接等により調査を行うことがあります。
- ② 申込資格を満たしても、次にあてはまる方は、申し込みできません。
 - (1) 団地内で円満な共同生活ができない方。
 - (2) 家賃滞納のため訴訟等で明渡しを求められ、現在も家賃滞納のある方。
- ③ 下記のような条件付で申し込み可能となる方は、入居日までに条件を満たすことができないければ、入居できなくなります。
 - (1) 持ち家のある方 ⇒ 持ち家を処分できていること。
 - (2) 離婚調停中の方 ⇒ 離婚が成立していること。

- ④ 申し込みは、1世帯1申込に限ります。1世帯で複数申し込んだ場合は、すべての申し込みが無効となります。
- ⑤ 申込者が多数の場合は、公開抽選にて入居者を決定します。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員で暴力的不法行為等を行う恐れのある者は入居できません。構成員でないか調査します。
- ⑦ 申込内容に虚偽がある場合は、失格となります。

募集する住宅について

- ⑧ 猪名川町が指定した日までに入居されないときには、入居許可が取り消されることがあります。なお、入居しようとする住宅内部は、鍵渡し前に下見することはできません。
- ⑨ 募集住宅は、前入居者が退去した住宅を部分的に補修し、入居していただくものです。そのため、住宅ごとの傷みの程度により美観や補修内容が異なります。

入居決定後について

- ⑩ 入居にあたって申込書に記載されている方が全員入居できること。（婚約者が変わった場合や入居のときに単身となった場合は入居できません。）
- ⑪ 請書（入居申し込み提出書類11ページ参照）提出時に緊急連絡人の記載が必要です。
- ⑫ 入退居時の1月に満たない期間の家賃等について日割り計算します。
- ⑬ 団地内では身体障害者補助犬を除き、犬・猫・鳥等のペットの飼育は一切できません。
- ⑭ 入居に際して、敷金として家賃の3ヵ月分を前納していただきます。敷金は、無利息とし滞納による相殺等がない場合、退去時に全額返還します。
- ⑮ 団地内の共同使用部分の共益費（電気料金・水道料金等）や自治会費は、別途入居者の負担となります。管理組合に費用を払っていただきます。
- ⑯ 団地内に、全戸分の自動車の駐車保管場所はありません。また周辺道路は、駐車禁止です。
- ⑰ 入居後は毎年、住んでいる方全員の収入を申告していただきます。入居から5年経過後、収入の変動により一定額以上になった場合には、高所得者と認定され近傍同種の家賃が適用されるとともに、一定期間内に住宅を明け渡していただきます。
- ⑱ 若葉団地は、ケーブルテレビ共同受信施設管理組合維持管理費（TV受信料）として月額500円を町に納入いただきます。
- ⑲ 家賃等は、毎月末が納期となります。納入通知書をお渡ししますので、納付書裏面に記載の金融機関などでお納めください。口座引き落としはできません。

収入基準

政令月額が 158,000 円以下の方が申し込みできます。

ただし、次の裁量階層に該当する方については、214,000 円以下となります。

裁量階層対象世帯		必要な証明書 類
高齢者世帯	申込者が 60 歳以上である世帯。（同居者がある場合はそのいずれかが満 60 歳以上又は満 18 歳未満の方である世帯。）（年齢は募集期間末日現在の満年齢）	
障害者世帯	入居する方の中に次の条件に該当する方がいる世帯 ①身体障害者手帳 1 級～4 級の方。②精神障害者保健福祉手帳 1～3 級の方③療育手帳「A」～「B2」判定の方	身体障害者手帳等のコピー
戦傷病者世帯	入居する方の中に戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 6 項症まで又は、同法別表第 1 号表の 3 の第 1 款症の障害のある方がいる世帯。	戦傷病者手帳のコピー
被爆者世帯	入居する方の中に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯	被爆者手帳のコピー
引揚者世帯	入居する方の中に海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で日本に引揚げた日から 5 年未満の方がいる世帯	永住帰国者証明書のコピー
ハンセン病療養所入所者等世帯	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等、に該当する方がいる世帯	国立ハンセン病療養所等の長の発行する証明書
DV 被害者世帯	入居する方の中に配偶者暴力防止等法第 1 条第 2 項に規定する被害者（同法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた方を含む）で、次のいずれかに該当する方がいる世帯 ①同法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は同法第 5 条の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない方 ②同法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない方	
小学校就学前世帯	同居者に小学校就学前の子供がいる世帯	

政令月収額の求め方

1. 計算方法

次の順序で計算してください。

- ・収入の種類別に所得金額を計算する。
- ・入居者各自の総所得金額を計算する。
- ・収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算する。
- ・世帯の総所得金額から控除額を差し引き12で割って政令月収額を計算する。

2. 種類別所得金額の計算方法

① 給与所得金額

一昨年（2年前）の12月から現在まで引き続き勤務されている方は、昨年分源泉徴収票の支払額（税込み）を次ページ計算表の算出式に当てはめて計算します。

昨年1月以降に就職し、現在も引き続いて勤務されている方の支払金額は次のように計算し、次ページ計算表の算出式に当てはめて計算します。

(1) 1年以上前に就職された方

就職した月の翌月から12ヵ月分の合計額を支払金額として計算します。

(2) 就職してから1年未満の方

1年間の支払金額を推定して計算します。推定支払金額の計算は次のとおりです。

(a) 1ヵ月平均収入金額 = 働いた期間の総収入 ÷ 働いた期間の月数

※ 働いた期間の総収入・月数とも就職した月は除いてください。

(b) 年間推定支払金額 = 1ヵ月平均収入金額 × 12

(賞与がある場合は、1ヵ月平均収入金額を計算するときに除いて計算し、12を掛けた後に加えてください。)

② 事業所得金額

一昨年の12月以前から現在まで引き続き事業されている方は、昨年分の収入金額から必要経費を除いた金額が事業所得金額となります。

昨年1月以降に開業し、現在も引き続いて事業されている方の事業所得金額は次のように計算してください。

(ア) 1年以上前に開業された方

開業した月の翌月から12ヵ月分の合計収入金額から必要経費合計額を除いた額が事業所得金額となります。

(イ) 開業されてから1年未満の方

1年間の事業所得金額を推定して計算します。推定事業所得金額の計算は次のとおりです。

(a) 1ヵ月平均事業所得金額

(営業した期間の総収入 - 必要経費合計) ÷ 営業した期間の月数

(※ 営業した期間の総収入・必要経費・月数とも開業した月は除いてください。)

(b) 年間推定事業所得金額 = 1ヵ月平均事業所得金額 × 12

③ 年金所得金額（雑所得金額）

年金所得の方は、年間総支給額を次ページ計算表の算出式に当てはめて計算します。

3. 各自の総所得金額を計算

総所得金額 = 給与所得 + 事業所得 + 年金所得 + 不動産所得 + 利子所得 + 配当所得 等

(各自の総所得金額を計算してください。)

4. 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算

本人の総所得金額 + 家族の総所得金額 = 世帯の総所得金額

5. 所得計算表

① 給与所得計算表

給与所得の方は、次の表の支払金額（1年間に受け取った給与・賞与の税込みの合計額）の区分により給与所得総額を計算してください。

年間総収入（支払）金額	給与所得金額の算出方法
551,000 円未満	給与所得金額 = 0 円
551,000 円以上 1,619,000 円未満	給与所得金額 = 支払金額 - 550,000 円
1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	給与所得金額 = 1,069,000 円
1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	給与所得金額 = 1,070,000 円
1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	給与所得金額 = 1,072,000 円
1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	給与所得金額 = 1,074,000 円
1,628,000 円以上 1,800,000 円未満	(ア)支払金額+4 千円で算出した 答えの小数点以下を切り捨てる。
1,800,000 円以上 3,600,000 円未満	(イ)上の(ア) で算出した数値に 4 千円を掛け、その答えを右の 算出式に当てはめてください。
3,600,000 円以上 6,600,000 円未満	
6,600,000 円以上～8,500,000 円未満	

② 年金所得計算表

年金所得の方は、次の表の収入金額（1年間に受け取った年金の税込みの金額）の区分により年金所得金額を計算してください。

	収入金額	年金所得（雑所得）金額の算出方法
65 歳以上の方	1,100,000 円以下	年金所得金額 = 0 円
	1,100,001 円以上 3,300,000 円未満	年金所得金額 = 収入金額 - 1,100,000 円
	3,300,000 円以上 4,100,000 円未満	年金所得金額 = 収入金額×0.75 - 275,000 円
	4,100,000 円以上 7,700,000 円未満	年金所得金額 = 収入金額×0.85 - 685,000 円
65 歳未満の方	600,000 円以下	年金所得金額 = 0 円
	600,001 円以上 1,300,000 円未満	年金所得金額 = 収入金額 - 600,000 円
	1,300,000 円以上 4,100,000 円未満	年金所得金額 = 収入金額×0.75 - 275,000 円
	4,100,000 円以上 7,700,000 円未満	年金所得金額 = 収入金額×0.85 - 685,000 円

※年金収入金額とは、厚生年金、国民年金、恩給（一時恩給を除く）等の収入額をいいます。
その他、法律により非課税とされている各種年金（障害年金・遺族年金・福祉年金等）については、収入は0で計算してください。

総所得金額 円

= 給与所得 + 事業所得 + 年金所得 + 不動産所得 + 利子所得 + 配当所得

6. 控除額の計算

- ① 控除対象者に該当する方がおられる場合は、それぞれの控除額を合算して総所得から差し引いてください。
- ② 2～7の控除は、所得税法上認定されている方に限ります。

控除対象		範 囲	控除額
1 同居親族		申込住宅に同居する申込本人以外の方	38万円
2 同居しない扶養親族		申込住宅に同居しないが所得税法上、扶養親族である方	
3 老人扶養親族		扶養親族及び控除対象配偶者のうち70歳以上の方	10万円
4 特定扶養親族		16歳以上23歳未満の扶養親族	25万円
5 障害者	①特別障害者	次の(1)～(8)のいずれかに当てはまる方(申込者又は上記1・2の対象者) (1) 心神喪失の状況にある方又は精神保健指定医等の判定により知的障害者とされた方。(このうち重度と判定された方は①特別障害者) (2) 精神に障害のある方で厚生労働大臣(知事)からその障害の程度が国民年金法施行令別表(1級の障害の状態と同程度のときは特別障害者)又は厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている方。 (3) 身体障害者手帳の交付を受けている方(1級・2級の方は①特別障害者) (4) 障害の程度欄が「A」又は「B」の療育手帳の交付を受けている方。「A」の方は①特別障害者) (5) 戦傷病者手帳の交付を受けている方。(恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症までの方は①特別障害者) (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項による厚生労働大臣の認定を受けている方。(重度の障害とされている方は①特別障害者) (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する方。(重度の障害とされている方は①特別障害者) (8) 65歳以上でその障害が(1)又は(3)と同程度であると福祉事務所長の認定を受けた方。(1)又は(3)の特別障害者と同程度のときは①特別障害者)	40万円 ②とは重複して控除することはできません。
	②障害者	(5) 戦傷病者手帳の交付を受けている方。(恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症までの方は①特別障害者) (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項による厚生労働大臣の認定を受けている方。(重度の障害とされている方は①特別障害者) (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する方。(重度の障害とされている方は①特別障害者) (8) 65歳以上でその障害が(1)又は(3)と同程度であると福祉事務所長の認定を受けた方。(1)又は(3)の特別障害者と同程度のときは①特別障害者)	27万円 ①とは重複して控除することはできません。
6 寡婦		申込本人又は同居親族で次のア～イのいずれかに該当する方のうち下記「7ひとり親」に該当しない方。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合を除く。 ア 夫と離婚してから婚姻していない方で、扶養家族を有し、年間の所得の見積額が500万円以下の方。 イ 夫と死別してから婚姻をしていない方、又は夫の生死が不明である方で年間の所得の見積額が500万円以下の方。この場合は、扶養親族等がなくても「寡婦」とされます。	27万円
7 ひとり親		申込本人又は同居親族で次のア～エのすべてに該当する方。 ア 現に婚姻をしていない方、または配偶者の生死が不明である方。 イ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない方。 ウ 生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり年間の所得の見積額が48万円を超えていたりする子は除かれます。)がある方。 エ 年間の所得の見積額が500万円以下である方。	35万円
8 給与所得者		申込者本人または同居親族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者(そのものの所得等の金額が10万円未満である場合には、その金額)	10万円
9 公的年金等所得者			1～7と重複して控除することができません。

- ・ 控除額は該当者1人についての額(年間)です。
- ・ 寡婦控除は、所得金額から上記8、9の金額を控除した残額が27万円以上の方については27万円、27万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
- ・ ひとり親控除は、所得金額から上記8、9の金額を控除した残額が35万円以上の方については35万円、35万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
- ・ 給与所得者又は公的年金等所得者控除は、所得が10万円以上の方については10万円、10万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

前頁の表を参考に、控除額を計算してください。

1 同居親族	38万円×	人=	円
2 同居しない扶養親族	38万円×	人=	円
3 老人扶養親族	10万円×	人=	円
4 特定扶養親族	25万円×	人=	円
5-① 特別障害者	40万円×	人=	円
5-② 障害者	27万円×	人=	円
6 寡婦	27万円×	人=	円
7 ひとり親	35万円×	人=	円
8 給与所得者	10万円×	人=	円
9 公的年金等所得者	10万円×	人=	円
控除額合計			円

政令収入月額計算

$$\text{政令収入月額} = (\text{世帯の総所得金額} - \text{控除額合計金額}) \div 12$$

入居申し込み提出書類

猪名川町営住宅入居申込書（別紙）

太線内を事実にもとづきありのまま記載してください。

—公開抽選後入居予定者となった場合—

以下の書類の提出が必要です。提出されない場合は、入居予定者としての資格を喪失します。（①、②については町からお渡しします。③以降については入居予定者に取得していただきます。）

- ① 請書
- ② 町営住宅入居者名簿
- ③ 所得証明書（最新のもの）

16歳以上の方、すべてが対象となります。専業主婦等で無収入の方は、収入がないことを申告の上、証明書を取得してください。但し、高校生の方は必要ありません。

- ④ 納税証明書（町税等滞納がないことの証明）
- ⑤ 住民票謄本
- ⑥ 在職証明書 ※町内在住者は必要ありません。
- ⑦ 在学証明書 ※小中学校生は必要ありません。
- ⑧ 家主から立ち退き要求を受けている旨のわかる書類

※家主から立ち退き要求を受けている方のみ。任意の様式でかまいませんが、立ち退き理由が明記されていること。

希望号室： 409 号室

猪名川町営住宅入居申込書

受付番号

猪名川町長 様	申込年月日	令和 年 月 日	町営若葉団地			
(ふりがな) 申込者氏名	勤務先名称					
住 所	生年月日		年 月 日			
電話番号	() () - () (日中連絡可能な電話番号) () () - () ()					
以下、該当する箇所に○印を記入してください。						
在住在勤について	<input type="checkbox"/> 1. 募集日の3ヵ月以前から猪名川町に在住である。 <input type="checkbox"/> 2. 募集日の3ヵ月以前から猪名川町に在勤である。					
右の項目すべてに○がない場合は受付できません。	<input type="checkbox"/> 申込者及び同居予定者は、税金を滞納していません。または、入居までに納付可。 <input type="checkbox"/> 申込者及び同居予定者は、持ち家を所有していません。または、入居までに処分可。 <input type="checkbox"/> 申込者及び同居予定者は、日常生活を自活することに支障がありません。 <input type="checkbox"/> 申込者及び同居予定者は、暴力団員ではありません。 <input type="checkbox"/> 申込者及び同居予定者は、入居後犬や猫等のペットを飼育いたしません。 <input type="checkbox"/> 申込者及び同居予定者は、入居決定後10日以内に入居いたします。					
住宅困窮理由						
<input type="checkbox"/> 1 住宅以外の建築又は場所に住んでいる。	<input type="checkbox"/> 2 保安上危険又は衛生上有害な状態の住宅に住んでいる。	<input type="checkbox"/> 3 勤務先から著しく遠隔地に住んでいる。 通勤時間.....時間.....分	<input type="checkbox"/> 4 住宅がないため親族と別居している。			
<input type="checkbox"/> 5 住宅の規模又は間取と世帯構成との関係から衛生上不適当な居住状態である。	<input type="checkbox"/> 6 正当な立退き要求を受けているが立退き先がない。	<input type="checkbox"/> 7 婚約が成立しているが住宅がないため結婚がのびている。	<input type="checkbox"/> 8 収入に比較して現在の家賃は著しく過重である。 家賃.....円/月額			
<input type="checkbox"/> 9 他の世帯と同居して生活上著しく不便である。	<input type="checkbox"/> 10 その他.....					
現在の住宅状況	<input type="checkbox"/> 1.民間の賃貸住宅 <input type="checkbox"/> 2.公社・公団住宅 <input type="checkbox"/> 3.県営住宅 <input type="checkbox"/> 4.その他 (理由.....)					
	氏名	続柄	年齢	勤務先又は学校(学年)	所得額	備考
1		本人			円	
2					円	
3					円	
4					円	
5					円	
6					円	
7					円	
単身で入居を申込み場合 ※複数名で申し込む場合は、記入しないでください。						
<input type="checkbox"/> 1.満60歳以上	<input type="checkbox"/> 2.障害者手帳等交付者	<input type="checkbox"/> 3.戦傷病者	<input type="checkbox"/> 4.原爆被爆者	<input type="checkbox"/> 5.ハンセン病療養所退所者		
<input type="checkbox"/> 6.海外引揚者	<input type="checkbox"/> 7.生活保護受給者	<input type="checkbox"/> 8.DV被害者	<input type="checkbox"/> 9.婚姻予定者※3ヵ月以内に入籍可 (婚姻予定日 年 月 日頃)			
上記のとおり町営住宅に入居したいので申込みます。						
令和 年 月 日						
申込者氏名.....						
注 意	申込書記載事項や証明書に虚偽又は不正があることがわかったときは入居を許可しません。 入居予定者となったときに、所得証明書・住民票等の必要書類を提出しなければなりません。					